

請願番号	2	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件 名	ネット公開される政務活動費の閲覧について、県民目線に立った政務活動費の支出伝票の閲覧ができるようにすることを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6 - 1 2 - 1 4 渡 邊 誠 外 3 人		大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願の要旨】 政務活動費のネット公開にあたって、議員ごとに使用した支出伝票を閲覧出来るようにしていただきたい。 【請願の理由】 有権者は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されています。この政務活動費は、神奈川県議会政務活動費の指針によれば、交付の方法は、①会派に交付する方法 ②議員に交付する方法 ③会派及び議員に交付する方法のいずれかの方法から会派ごとに選択するものとされています。 県民の選挙によって選ばれた県会議員には、県民の血税を財源とする政務活動費の使い方を正確に明らかにすることが求められています。すでにネット公開が実施されている他の府県では、議員ごとに検索すれば政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっています。 神奈川県議会においても、ネット公開に当たっては現行の支出伝票の様式を見直し、透明性のある情報公開の在り方を検討し、ネット公開を実施されることを求めます。			

請願番号	3	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件 名	請願・陳情の採決に対して審議した委員会で会派は審査の結果と共にその理由を述べることを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6－1 2－1 4 渡 邊 誠 外 3 2 人		大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願の要旨】 請願・陳情は県民が選挙と共に県政に参加できる貴重な機会である。請願法第5条は、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定めており、国民の参政権的権利として保障されている。しかしながら、請願・陳情を会派に持ち帰り検討した結果を審議する際に、会派が結論に至った理由に触れず結論だけを述べて採決される場面が少なくない。 情報公開と説明責任は民主政治の根幹をなすものであり、請願や陳情に対しても各会派がその結論に至った理由をきちんと請願者に説明することが「請願を誠実に処理する」という請願法の主旨から要請されるものと考えられる。 請願の審査においては、会派はそれぞれ検討結果と共に結論に至った理由や考えを明らかにして欲しい。 【請願の理由】 請願・陳情の採決の際、会派ごとに検討した結果について議会運営委員会では「採択・不採択」あるいは「了承・不了承」で採択されるが、その際なぜそのような結論になったのかという理由が全く示されず結論だけを述べる場面が多く見受けられる。県民からの請願・陳情に対する会派の考え方や検討の内容が伝わらず、請願者にたいして説明責任を果たしているとはいえない。 県下の地方議会でも例えば藤沢市などでは、陳情の結果についての陳情者への通知の中で審査結果についての理由を明記しており、議事録も公開されており審議内容を知ることができる。 審議の結果と共にその理由を明らかにすることは、民主主義の基本である。と同時に、請願・陳情を単に要望や願望を述べる場ではなく、個別的課題についての住民による政策提言としての役割を担うものとして充実させていくことが地方自治の発展に役立つものと考えられる。 会派は審議結果と共に結論に至った理由についても明らかにして欲しい。			

請願番号	4	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件 名	神奈川県議会「政務活動費の指針」に政務活動と他の活動が混在する場合のあん分率の基準と上限を決め、按分方法（例）として私的活動を含めた合理的な目安を例示することを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6－1 2－1 4 渡 邊 誠 外 3 2 人		大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願の要旨】 指針のP 4 のⅢの 2 「政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針」に記載してある按分方法（例）については、私的活動を含めた幾つかの具体的事例に分けて、判り易い^{わか}あん分^{やす}の目安と上限を示した按分方法（例）に改める。 【請願の理由】 現行のあん分は会派及び議員の活動実態から自己申告したものであり、議員の主観に左右されやすく、客観性に欠ける。政務活動費が充当される活動には会派及び議員活動と私的活動が混在する場合がありますが、現行の「政務活動費の指針」のあん分方法の例には私的活動が含まれておらず客観性は担保されていない。 また、政務活動費を事務所費に充当していなかったり、事務所や後援会と共有している事務所もあるが、使用実態が不明で光熱費のあん分率が議員の主観に委ねられるなど客観性に欠ける。 さらに、交通費の車両リース代のあん分率では、混在する活動の利用割合や理由が不明で、議員の使用実感だけで判断するのは客観性に欠けるものであり、タクシー代やガソリン代についても私的活動が含まれている場合があります、あん分率を判断した理由や根拠が明記されておらず、妥当性が確認できない。 以上の理由から、「指針」を見直し、私的活動を含めて客観的でわかりやすいあん分の目安と上限を示して欲しい。			

請願番号	9	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件 名	会派及び議員が保存すべき証拠書類等の写しを議長提出とし公開の対象とするよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6－1 2－1 4 渡 邊 誠 外 5 9 人		井 坂 新 哉 大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願趣旨】 政務活動費の支出伝票に関して会派及び議員が保存(原則 5 年)すべき証拠書類の写しを議長提出とし公開の対象とするよう、「政務活動費の指針」で保存すべきとしている書類の見直しを求めます。 【請願理由】 現在の「政務活動費の指針」では証拠書類ではあるがその扱いについて会派及び議員保存として公開が義務づけられていない書類があります。(下記参照) これらの証拠書類については県民が会派や議員に直接閲覧を要求しても応じてもらえず、知る権利が十分保証されているとはいえないと思います。 そこで会派及び議員が保存している証拠書類も議長に提出するものとし、公開対象として閲覧できるように「政務活動費の指針」の見直しを求めます。 ①クレジットカード会社が発行する利用明細書 ②宿泊を伴う調査研究・研修会・講演会の報告書 ③業者委託した調査研究の成果物 ④業者委託して作成した研修・会議の資料等の成果物 ⑤業者委託した広報広聴用の印刷物 ⑥会合等の案内状 ⑦ 1 万円を超え購入し業者委託したはがきの写し ⑧事務費の備品管理票 ⑨職員雇用台帳及び政務活動補助職員出勤記録表 ⑩事務所賃貸借契約書			

請願番号	1 0	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件 名	会派及び議員は政務活動費の公開にあたって公私の区別を明確にした銀行口座を作るなど、県民に分かりやすい証拠書類にして議長に提出するよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6－1 2－1 4 渡 邊 誠 外 5 8 人		井 坂 新 哉 大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願趣旨】 会派及び議員は政務活動費を政務活動専用の銀行口座から支出することで公私を明確に区別し、県民にとって閲覧しやすく、個人情報を守る職員の作業の負担を削減し、添付する証拠書類の枚数削減となる等の改善が考えられるので現行の「政務活動費の指針」を見直してください。 【請願理由】 「政務活動費の指針」では 1 件につき 10 万円を超える支出は原則カードとされ、カード決済が完了していることを証する書類として引き落としが行われた預金通帳の写しを証拠書類として添付する事とされています。 しかしながら、現在証拠書類として使用されている預金通帳の多くは議員の私的通帳で、公私兼用として扱われているので議員の個人情報が大量に併記されています。 そのため公開にあたって大量の黒塗りされた通帳の中から数行の証拠箇所を確認するようになっています。これは県民にとって煩雑であるだけでなく、個人情報保護の作業にあたる県職員に余分な負担を負わせていると思われます。 更に神奈川県の出金伝票の開示枚数が他県の 1 ～ 2 万枚と比べ 4 万 4 千枚と依然として突出して多い現状やポイントの問題等を改善する上からも、カード決済について「政務活動費の指針」の見直しを求めます。			

請願番号	1 8	受理年月日	6 . 6 . 2 1
件 名	政務活動費の件人費について雇用台帳を議長提出にするなど受取人の雇用実態と活動内容がわかるように改善することを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台 6 - 1 2 - 1 4 渡 邊 誠 外 5 5 人		井 坂 新 哉 大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願趣旨】 人件費の支出方法は銀行口座などへの振込と現金支給の2つある。銀行口座などへの振込の場合は、公的機関によって受取人の存在が確認できるが、現金支給の場合は受取人の住所氏名が非公開となっており、雇用台帳は議員保存で公開されておらず、受取人の存在は確認ができない。 現金支給による支払いは人件費の半分以上を占めており、総額は1億円を超えると思われる。受取人である補助職員の雇用実態の透明性を確保するため支払方法を銀行口座などへの振込にするか、雇用台帳を議長提出として公開する等の改善を要望します。 また、受取人補助職員の活動実態がわかるように、活動内容を伝票の備考欄に記載することを要望します。 【請願理由】 人件費は政務活動費の総額6億5000万円の約3分の1近くを占め、例年2億円を超える高額支出項目になっている。人件費の支出方法については「政務活動費の指針」に規定はなく、主に銀行口座などへの振込と現金支給の2つがある。 令和4年度の現金支給による支出は、自民党と立憲民主党・民権クラブは6割、かながわ県民・民主フォーラムは7割となっており、総額は1億円を超えると思われる。 口座振込の場合は受取人の存在は証明できるが、現金支給の場合は個人情報保護の理由で受取人の住所氏名が非公開となっているうえ雇用台帳が議員保管となっていて県民に公開されていない。そのため、現金支給時に交付された領収書から受取人の存在は確認ができず県民は監視できない。 また、「指針」では按分率に明確な基準が定められていないため、議員ごとに100%、90%、80%、50%と記載が様々であり、それぞれの補助職員がどのような政務活動を担当したのか具体的な活動実態が分からない伝票が多い。 さらに、現金支給の中には領収書が議員事務所宛ではなく会派事務所宛の領収書も含まれており、誰が誰に対して何のために支出したか全く不透明な伝票も少なからずあり、現金支給の領収書は税金の扱いについても記載が定められておらず納税の確認ができないものもある。 被雇用者の活動実態の透明性を確保するため、支払方法を銀行口座などへの振込送金としたり雇用台帳を議長提出にしたりするなどの改善することを要望する。 また、受取人である補助職員の活動実態がわかるように活動内容を伝票の備考欄に記載することを要望する。			

請願番号	20	受理年月日	6 . 9 . 24
件名	政務活動費の調査研究費の大半を占めるガソリン代、高速代、駐車場代等の交通費の使用目的と使用者名を明らかにするよう指針の見直しを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外84人		井坂 新哉 大山 奈々子 木佐木 忠晶	
【請願趣旨】 政務活動費の調査研究費はほぼ交通費として支出されています。その交通費の大半はガソリン代・高速代・駐車場代の支出とされていますが、伝票には調査の目的も結果の報告も記載されていません。 また、調査研究費の支出伝票の83%は、使用者が特定できない無記名の支出伝票です。 政務活動費運用の原則である必要性・妥当性・効率性・透明性が検証できるように、調査研究費の交通費について使用目的と使用者名を明らかにするよう指針の見直しを求めます。 【請願理由】 調査研究費は政務活動費の中でも政策立案のために交付されるもので諸経費の中でも重要な経費です。令和5年度政務活動費では5番目に多い3800万円で全体の6%近くを占めています。 しかし、令和4年度の調査研究費の伝票の大半はガソリン代・高速代・駐車場・タクシー代等の交通費のレシートや口座支払の写しが添付されたもので、ガソリン代・高速代・駐車場代については調査目的や結果報告の記載はありません。 電車代やバス代など公共交通機関の利用は僅かで、ガソリン代・高速代・駐車場代の支出が大半を占めています。早急な地球温暖化対策が求められている今日、議員がCO2廃止のため率先して公共交通機関を利用しようとする姿勢は感じられません。 さらに、交通費の中でもガソリン代・駐車場代・タクシー代・回数券等の伝票は無記名で使った議員名の記載がありません。 このような使用者不明の伝票は、自民党では調査研究費1750枚のうち1287枚、立憲民主党・民権クラブは5200枚のうち4642枚、公明党は1436枚のうち1142枚、かながわ県民・民主フォーラムは389枚のうち246枚、共産党は13枚のうち4枚となっており、調査研究費全体では8788枚のうち83%にあたる7321枚が議員名不明の伝票です。 政務活動費運用の原則である必要性・妥当性・効率性・透明性を確保するため、何に関する調査研究に、誰が使用したのかが分かるように「政務活動費の指針」の見直しを求めます。			

請願番号	22	受理年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	政務活動費から議員が毎月定期的に支出する事務所賃貸料など9つの経費の支出伝票を必ず一期毎に3か月分を1枚にまとめて証拠書類を添付し、議長に提出することを求める請願		
請 願 者		紹 介 議 員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡 邊 誠 外5人		井 坂 新 哉 大 山 奈々子 木佐木 忠 晶	
【請願趣旨】 議員が毎月定期的に支出する経費（事務所賃貸料・駐車場利用料金・事務所光熱費・車両レンタルリース代・HPの管理費・コピー機リース代・新聞雑誌購読料・諸会費・人件費）について、月毎の支出伝票ではなく必ず一期毎に3か月分を1枚の支出伝票にまとめて証拠書類を添付して議長に提出することを請願します。 【請願理由】 政務活動費のインターネット公開が実現しましたが、本県の支出伝票数や証拠書類の枚数は他県と比べ突出して多いため県民が閲覧しにくい状態になっています。デジタル化・AI化が進み議会業務の効率化や管理の簡潔化が進むなか、県民にとっても同様にデジタル化・AI化により政務活動費の効率的で簡素な公開が望まれます。 また、令和5年度からは支出伝票は4期毎に事前確認の提示をしています。 そこで、議員が毎月定期的に支出する9つの経費（事務所賃貸料・駐車場利用料金・事務所光熱費・車両レンタルリース代・HPの管理費・コピー機リース代・新聞雑誌購読料・諸会費・人件費）については、支出伝票を月毎に提出するのではなく一期毎に3か月分を1枚の支出伝票にまとめて提出することで事務作業の効率化と共に県民にとっても簡素で見やすい閲覧が可能になります。 政務活動費連絡会で5年を費やして検討されてネット公開された支出伝票を、県民にとって閲覧しやすくなるよう改善を求めます。			